

岡崎幸田災害医療対策本部設置運営マニュアル

《西三河南部東医療圏(岡崎市・幸田町)》

第1 趣旨

このマニュアルは、岡崎幸田災害医療対策本部設置要領(平成26年2月制定)及び西三河南部東医療圏医療救護活動計画(平成28年2月制定)に基づき県が設置する西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(呼称＝岡崎幸田災害医療対策本部。以下「医療圏本部」という。)の設置運営に関して定めたものある。

なお、マニュアル制定時点で、このマニュアルには初動活動のみを記載しているが、今後は中長期的活動や本部閉鎖などについてマニュアルに追記する必要がある。事務局は、引き続き関係機関と連携し、マニュアルの充実に努め、必要な改正を実施することとする。

第2 参集機関(初期参集機関と応援参集機関)

(1) 初期参集機関(発災後、最初に参集する機関)・・・4機関7名体制(人数は最少人数)

- ① 西尾保健所(電話 0563-56-5241 FAX 0563-54-6791)
 - ・ 県西尾保健所長(1名)・・・本部長 ※不在時は岡崎市保健所長が代行。
 - ・ 県西尾保健所職員(2名)・・・主に県との連絡・調整・情報収集を担当。
- ② 岡崎市保健総務課(電話 0564-23-6695 FAX 0564-23-5041)
岡崎市保健総務課職員(2名)・・・主に岡崎市との連絡・調整・情報収集を担当。
- ③ 幸田町(電話 0564-62-8158 FAX 0564-62-8217)
幸田町健康課職員(1名)・・・主に幸田町との連絡・調整・情報収集を担当。
- ④ 岡崎市民病院(電話 0564-66-7006 FAX 0564-25-2913)
地域災害医療コーディネーター(岡崎市民病院医師1名)

(2) 応援参集機関・・・初期参集に不足が生じた場合に参集する機関(12機関)

応援参集機関とは、岡崎幸田災害医療対策本部設置要領別表に記載の次の機関を指す。

- ① 岡崎市保健総務課、② 幸田町健康課、③ 岡崎市民病院事務局総務課、④ 後方支援病院等(岡崎南病院、三嶋内科病院、宇野病院、北斗病院、富田病院、葵セントラル病院)、

⑤岡崎市医師会、⑥岡崎歯科医師会、⑦岡崎薬剤師会、⑧岡崎警察署警備課、⑨県看護協会西三河支部、⑩岡崎市消防署、⑪幸田町消防署、⑫陸上自衛隊豊川駐屯地第10特科連隊第3大隊

- ・本部長は、応援参集が必要と判断した場合、上記の全部又は一部の機関に対して参集要請する。参集人員等の詳細は、参集要請時に指示する。
- ・応援参集機関は、参集要請に備えて初期参集機関との連絡体制をあらかじめ確立しておくこと。
- ・応援参集機関が自ら判断して発災当初から初期参集に加わることを可とする。各機関は積極的に岡崎幸田災害医療対策本部への協力、情報共有に努めること。

第3 参集要件

(1) 初期参集機関の参集要件

初期参集機関は、岡崎幸田災害医療対策本部設置要領第3に記載の要件(下の①～④)に基づき参集すること。なお、①については自動参集とし、②～④については県西尾保健所長又は地域災害医療コーディネーターのいずれかの要請があった場合に参集行動を開始すること。

- ① 圏域内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 圏域内で災害医療に関する調整が必要となった場合
- ③ 地域災害医療コーディネーターから要請があった場合
- ④ その他、県西尾保健所長が必要と認めた場合

(2) 応援参集機関の参集要件

県西尾保健所長又は地域災害医療コーディネーターのいずれかの要請があった場合に参集行動を開始すること。

第4 参集場所

初期参集にあつては、特段の指示がない限り、岡崎市民病院西棟地下2階会議室に参集すること(同会議室には、岡崎市民病院対策本部及びDMA T活動拠点本部等の災害対応拠点が集結する計画となっている。また、岡崎市民病院から別に指示があった場合は、本部設置場所を変更する場合がある)。応援参集にあつては、参集要請時の指示に従うこと。

第5 初動の時間的目安

初期参集機関は、第3に記載の参集要件発生から2時間以内に、参集場所(岡崎市民病院)に参集を完了できるよう行動すること。また、参集要件発生から3時間以内に、医療圏本部の設置を完了できるよう行動すること。

第6 使用する主な通信機器

(1) 県西尾保健所が持参する通信機器

- ・衛星電話(1)
- ・ファクス(1)

※上記機器は、あらかじめ岡崎市保健総務課で保管している。

(2) 岡崎市保健総務課が持参する通信機器

- ・E M I S用ノートパソコン(県が市に貸与中。データ通信端末含む)
- ・災害時発信優先型携帯電話(2)

※岡崎市民病院に設置済みの市デジタル地域防災無線を使用予定、若しくは市防災危機管理課から予備無線機を借用。

(3) 幸田町健康課が持参する通信機器

- ・M C A無線(1)

(4) 応援参集機関が持参する通信機器

- ・所属機関と連絡できる通信機器を持参すること。
- ・岡崎市民病院に設置済みの「愛知県医師会無線」も使用予定。

第7 初動業務

医療圏本部では、西三河南部東医療圏医療救護活動計画で定める同本部の役割及び岡崎幸田災害医療対策本部設置要領第2に掲げた業務を円滑かつ効率的に行うために、次の初動業務を優先して行う。

(1) 医療圏本部の設置

ア 初期参集機関は、参集要件発生から3時間以内に医療圏本部を設置できるよう行動すること。

イ 医療圏本部設置に必要な大型資材（机・いす・ホワイトボード等）は、岡崎市民病院の資材を借用する。

ウ 医療圏本部で使用する通信機器・文具等は、初期参集機関が持参する。

(2) 関係機関との通信体制確立

ア 初期参集機関（主に県西尾保健所職員）は、通信機器等を用いて、県西尾保健所、県災害医療調整本部、県医務国保課など、主に県の関係機関との通信体制を整えること。

イ 初期参集機関（主に岡崎市保健総務課職員）は、持参した通信機器等を用いて、岡崎市災害対策本部を始め、岡崎市保健所、岡崎市消防署、市内病院、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会、岡崎警察署など、主に岡崎市内の関係機関との通信体制を整えること。

ウ 初期参集機関（主に幸田町健康課職員）は、持参した通信機器等を用いて、幸田町災害対策本部を始め、幸田町健康課、幸田町消防署、町内病院など、主に幸田町内の関係機関との通信体制を整えること。

(3) 医療圏本部の設置完了を関係機関に報告すること

ア 初期参集機関（主に県西尾保健所職員）は、医療圏本部の設置を完了した場合、速やかに地域災害医療コーディネーターに報告するとともに、西三河南部東医療圏医療救護活動計画で定める「地域災害医療対策会議設置状況報告」により医療圏本部の設置状況報告を県災害医療調整本部にFAX等で報告すること。

イ 初期参集機関（主に岡崎市保健総務課職員・幸田町健康課職員）は、県災害医療調整本部に報告した内容について、岡崎幸田災害医療対策本部設置要領別表に記載の各機関（岡崎市、幸田町、岡崎市民病院、後方支援病院等、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会、岡崎警察署警備課、県看護協会西三河支部、岡崎市消防署、幸田町消防署、陸上自衛隊第10特科連隊第3大隊）に電話・FAX等で情報提供すること。

(4) 圏内病院の稼働状況を把握すること

ア 医療圏本部は、救急・災害医療情報システム(EMIS)を活用して、圏域内のすべての病院の稼働状況や被害状況等を把握すること。併せて、西三河南部東医療圏医療救護計画で定める「医療機関稼働状況報告」により圏内病院の稼働状況等を県災害医

療対策本部にFAX等で報告すること。※EMISへの各病院情報の入力は、原則、各病院で行うものとする。

イ 医療圏本部は、各病院がEMISに情報入力していない(入力不完全を含む)と認められる場合は、理由の如何にかかわらず各病院へ電話等で問い合わせ、EMISへの入力を指示したり、入力が困難な場合は情報を直接聞き取ったりすること。※情報未入力の原因については、病院自体が被災している可能性も考慮すること。

ウ 電話やインターネットが使えず、病院の状況が十分に把握できない場合は、医療圏本部から応援参集機関に対して応援参集を要請し、病院に派遣して状況把握にあたらせること。この場合、交通事情や火災等で職員を病院に派遣できない場合も考えられるので、市町災対本部・警察・市町消防署等とよく連携して状況を見極めること。

エ 医療圏本部が収集した情報は、あらかじめ病院毎に作成しておいた情報掲載ボード(岡崎市職員が初期参集時に岡崎市民病院に持参)を使って医療圏本部、岡崎市民病院災害対策本部、DMAT活動拠点本部それぞれに掲示し、圏内病院の稼働状況が一目で分かるようにすること。また、掲示した情報は随時更新すること。

(5) 圏内医療救護所の稼働情報を市町等から収集すること。

ア 圏内医療救護所(岡崎市10カ所・幸田町4カ所)に関する情報は、岡崎市保健総務課及び幸田町健康課が収集し、両課がEMISに情報入力する。医療圏本部は、EMISの閲覧により医療救護所の稼働状況を把握すること。

イ 災害時にインターネットが使用できない場合は、必要に応じて医療圏本部から岡崎市及び幸田町へ電話等で問い合わせ、医療救護所の稼働状況を聞き取ること。

(6) 圏内の透析診療所及び産婦人科診療所の稼働情報を市町等から収集すること。

ア 透析診療所及び産婦人科診療所については、県が定めた西三河南部東医療圏医療救護活動計画において、災害時においても原則、診療を継続すると記載されている。

※災害時に診療を継続するためには、医療機関の協力はもとより、ライフラインが使用できることや、医療機関自体が被災していないことなどの条件が整っていることが前提となる。

イ 圏内透析医療機関の稼働状況等に関する情報は、別に定める「地震災害時における透析医療提供体制の確保等に関するマニュアル」によって、岡崎市保健総務課が収集する。医療圏本部は、岡崎市保健総務課から必要に応じて情報収集すること。

ウ 圏内産婦人科医療機関の稼働状況に関する情報は、岡崎市保健総務課が主に岡崎市医師会から収集する。医療圏本部は、岡崎市保健総務課から必要に応じて情報収集すること。

(7) その他の診療所及び被災状況等に関する情報を市町等から収集すること

ア 圏内のその他の診療所に関する情報は、岡崎市保健総務課又は幸田町健康課が岡崎市医師会から収集する。

イ その他、被害・避難所・道路規制などに関する情報は、岡崎市又は幸田町の災害対策本部から収集する。

第8 県災害医療調整本部への支援要請

(1) 医療圏本部は、圏内関係機関から発せられた医療に関する県への支援要請(医療チーム派遣要請、医薬品・医療資材調達要請、患者搬送要請など)を受付すること。

(2) 医療圏本部は、圏内関係機関から支援要請があった場合、まずは圏内関係機関が保有する圏内資源による対応が可能かどうかについて、岡崎市保健総務課・幸田町健康課・医師会等と協議し、判断すること。その上で、圏内資源で対応可能な場合は、まずは圏内資源での補充を優先させ、圏内資源で対応不可能な場合は県災害医療調整本部に対して西三河南部東医療圏医療救護活動計画で定める所定の書式により支援要請すること。

(3) 災害急性期(発災から一週間程度)における医療チームの派遣については、発災直後から活動するDMATや自衛隊が中心となることを念頭に置くこと。

※DMATは、災害拠点病院の医師・看護師・技師・事務職が中心となって組織するチームで、行政等の指示がなくても自主的に医療救護活動を展開する自己完結型医療チームである。発災直後から被災地で活動する。専用車両を有し、原則、行政等による道案内・宿泊先手配・食事提供等は不要。

(4) 一方、DMATと異なり、他圏医師会や他自治体が組織する医療チーム(JMAT、自治体間協定による医療チーム等)は、主に災害中期以降(発災一週間後程度)の活動となる場合が多いことも念頭に置くこと。

※一般的に他圏医師会や他自治体が組織する医療チームは、DMATのように発災直後における自己完結型の医療活動に対応できない場合が多い。従って、これらの医療チームを発災直後に受け入れることは、「自主的な活動や情報収集が困難な医療チーム」と「発

災直後で混乱する受入自治体」の双方に混乱を生じさせる恐れがある。従って、これらの医療チームを受け入れる前提としては、少なくとも道路や電気などのライフラインがある程度復旧していることを始め、受入自治体の受入体制(医療チームの受付、状況説明、現地案内、現地への送迎、現場での指示、資材等の支援、食事や宿泊所などの手配)がある程度整っていることが条件となる。

- (5) 透析関連については、別に定める「地震災害時における透析医療提供体制の確保等に関するマニュアル」に準じて進めること。

第9 県からの支援配分

- (1) 医療圏本部は、県災害医療調整本部から当圏域への支援内容を聞き取り、地域災害医療コーディネーターに報告するとともに、速やかに市町への配分を調整・判断すること。この場合、県災害医療調整本部から配分された支援の内容や量が、医療圏本部が要請したものと異なっていた場合は、市町への配分方法について地域災害医療コーディネーターと協議・調整すること。
- (2) 医療圏本部は、市町への配分方法を決定した後、速やかに市町へ伝達し、支援を配分すること。

附則 このマニュアルは、平成28年5月24日に制定する。

(事務局)岡崎幸田災害医療対策協議会事務局
愛知県西尾保健所総務企画課
岡崎市保健部保健総務課
幸田町健康福祉部健康課